

## 第5回

# 小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

テーマ

私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)

日時:平成20年11月12日(水)18時30分～ 於:コミュニティセンター 3階会議室

## 第5回 市民会議のプログラム

1. 市民会議のテーマと開催予定
2. 前回のおさらい
3. 本日のワークショップの進め方
4. これまでの会議の要約
5. 【参考】他地域の自治基本条例の紹介
6. ワークショップで検討すること

## 1.市民会議のテーマと開催予定(案)

開催日・時間：毎月第2水曜の18:30～20:30

- |       |  |          |
|-------|--|----------|
| 第1回   | 小諸市の自治について改めて考えよう                        | 7/9(水)   |
| 第2回   | 市民の幸せのために誰が何をすべきか？<br>－市民・議会・市長・行政の役割とは－ | 8/12(火)  |
| 第3回   | 行政にはこうあってほしい(行政の責務)                      | 9/10(水)  |
| 第4回   | 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)             | 10/8(水)  |
| ▶ 第5回 | 私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)                    | 11/12(水) |
| 第6回   | 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか             | 12/10(水) |
| 第7回   | 協働とは何か？どうやって進めたらよいだろうか？                  | 1/14(水)  |
| 第8回   | 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)                 | 2/10(火)  |

現時点での予定です。今後、変更する可能性があります。 3

## 2. 前回のおさらい

市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)



- 参加人数 20人  
1班・・・7人  
2班・・・7人  
3班・・・6人

## 第4回 市民会議で行われた意見交換の内容（議員・議会に対して 抜粋）



### 【質問】

議会は市長が提案した予算案に対して実際に修正を加えることがほとんどないと聞いたが、それでチェックの役割を果たせるのか？

コメント

実際には各委員会で協議している。本会議では協議した結果を正式に決議する場という認識があり、そこで修正案を出すことは市長に対する不信任を意味する。実際に予算の不足が予想される場合などは、その場で予算の修正をするのではなく、修正提案を出して補正予算を組むことで対応している。

### 【質問】

議会での決議事項は現状のままでよいのか？

コメント

水道料は議会での決議事項ではあるが、保育料はそうではない。つまり、議会で知らないうちに、保育料が決定されてしまうことがある。この事例のような問題を防ぐ、つまり議会のチェック機能を高めるため、議会での決議事項を増やす必要があると思われる。

### 【質問】

政務調査費は現状のままでよいのか？  
少なければ調査を行政に任せるとはできないのか？

コメント

少ない  
以前まで年額4万円であったため、現在の月額9000円・年額約11万円は増額されたものである。しかし、これだけでは、議会報告の印刷物を作るにも赤字になってしまい、報酬を切り崩して充てている状況である。また、事例視察や勉強会などに参加することを考えると、2-3回で底を突いてしまうため、十分とは言えない。

調査力を強化する方法  
現在の調査費だけで政策を検討するための情報収集は難しい。しかし、議員と首長は独立した機関であるため、議員が行政に直接調査を指示することは制度上できない。議会の事務を担当する議会事務局の人員を厚くすることができれば調査力を強化することができるが、小諸の都市の規模からは強化が難しいのが現状。

## 第4回 市民会議で行われた意見交換の内容（首長に対して 抜粋）



### 【質問】

市長選挙が無投票選挙でもマニフェストが評価されたといえるのか？

コメント

複数の候補者同士の論戦が行われた上で首長が当選したのであれば、マニフェストは評価されたといえると思う。このため、マニフェストの評価（＝選挙での論戦）を行うためには、ぜひ複数候補者による市長選を行うべきだ。市民はそのことを理解する必要がある。また、現実には難しい場合もあるが、その理解に基づき、無投票選挙を防ぐために出馬する人が出現すれば、なお良い。

現市長がマニフェストを活用した選挙を提唱したことは評価し、今後も継続させるべきことだと思う。マニフェストには実現可能な目標ばかり載せても意味がない。ある程度高い目標を定めて、それを実際に達成できたかどうかを評価すべき。そのためにも、議会や市民がマニフェストを評価できる目を持つ必要がある。

## 【情報提供】小諸市議会の新たな取組みの紹介



### 会派制がスタート

議会改革の一環として、平成20年4月1日より会派制を導入しました。会派とは、政治上の理念や政策を同じくする議員が2名以上集まり、政治活動を行うことを目的として、議長に会派結成届を提出している団体をいいます。現在小諸市では、公明党、日本共産党、創正会、新風市政会、政真会の5会派があり、これらに所属しない議員は無所属となっています。

会派制では、小諸市議会に会派代表者会議が設置され、その中で各会派間の連絡調整、協議などを行ないます。また、議会議員の調査研究のための経費である政務調査費は、所属議員数に応じて各会派に対して交付されます。

### 年1回 議会報告会を開催

小諸市議会では今年度から、区長会との共催で市民の皆さまを対象とした「議会報告会」を年1回開催しています。今年度は、10月に市内5地区で開催し、皆さまからの議会や市政に対する批判、提言、要望等お聞きしました。お聞きしたご意見は、今後の議会活動に生かしていきます。なお、来年度においても開催の予定です。開催の際には議会だより等でお知らせいたしますので、ぜひご出席ください。

### 広報活動の充実

「議会広報委員会」を新たに設置して、議会中継のあり方やコミュニティテレビの活用方法、インターネットによる蓄積情報の配信、出前講座など、広報活動の充実を図っています。

### 出前講座のメニューの充実

小諸市で実施している「まなびのまち・こもろ出前講座」の議会に関するメニューに「議会の仕組みと役割」「常任・特別委員会の活動」「議会改革」などを加えて内容を充実していきます。

3・6・9・12月に開催しています小諸市議会定例会、また、必要に応じて開催する臨時会は、どなたでも傍聴することができます。  
傍聴定員は概ね50名です。ルールを守り傍聴しましょう。  
また、秘密会以外の定例会・臨時会の傍聴は自由ですが、各委員会の傍聴につきましては、事前に事務局までご連絡ください。  
問い合わせ先 小諸市議会事務局 0267-22-1700 メールアドレス [gikai@city.komoro.nagano.jp](mailto:gikai@city.komoro.nagano.jp)

### 3.本日のワークショップの進め方

#### 自治を実現するために、私たち市民はなにをすべきか？

- 小諸市の市民の義務・権利・責務を確認するためのワークショップ -

これまでの会議の集約

第1回

第2回

第3回

第4回



【参考】他地域の  
自治基本条例の紹介

< 全国他地域の例 >

- (1)市民の定義
- (2)市民の権利・責務
- (3)参加の権利・責務

小諸の市民の権利・責務  
についての検討

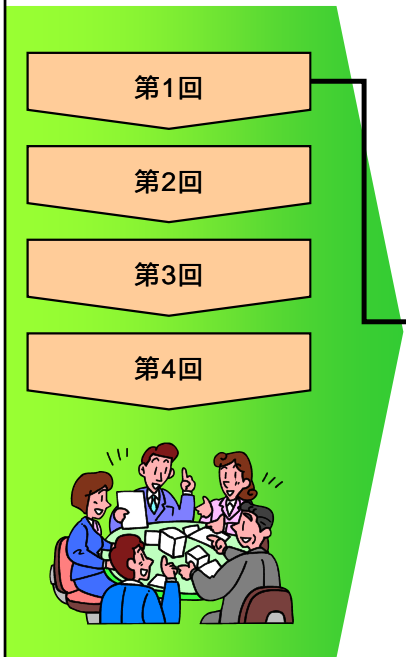
< 小諸自治基本条例  
では？ >

- (1)市民の定義
- (2)市民の権利・責務
- (3)参加の権利・責務



# 4.これまでの会議の要約

## 第1回



### 第1回 市民会議の検討結果の要約

#### 自治が根付いていると感じるところ

- 地区内の各種活動
  - 自治会活動、PTA活動
  - 消防団活動、防犯活動、道普請
- 継承されている文化や伝統
- 住民間のコミュニケーションの活発さ

#### 自治がうまく機能していないと感じるところ

- 自分さえ良ければ良いと考える住民の増加
- 区・常会がうまく機能していない
  - 区が市の下請けのようにになっている
  - 区活動に非協力的な住民、納得できない住民が増えた
  - 区長、役員のみ手がない
- 行政が市民の考えを集約できていない

#### 新しい自治の芽生えを感じるころ


- 活発な街づくり活動・市民活動
  - 各種グループによる活発な活動
  - 定年退職者、若い層の活躍
  - NPO活動の台頭
- 自助・協働が浸透し、住民が動き出した

#### 自治が機能しない理由

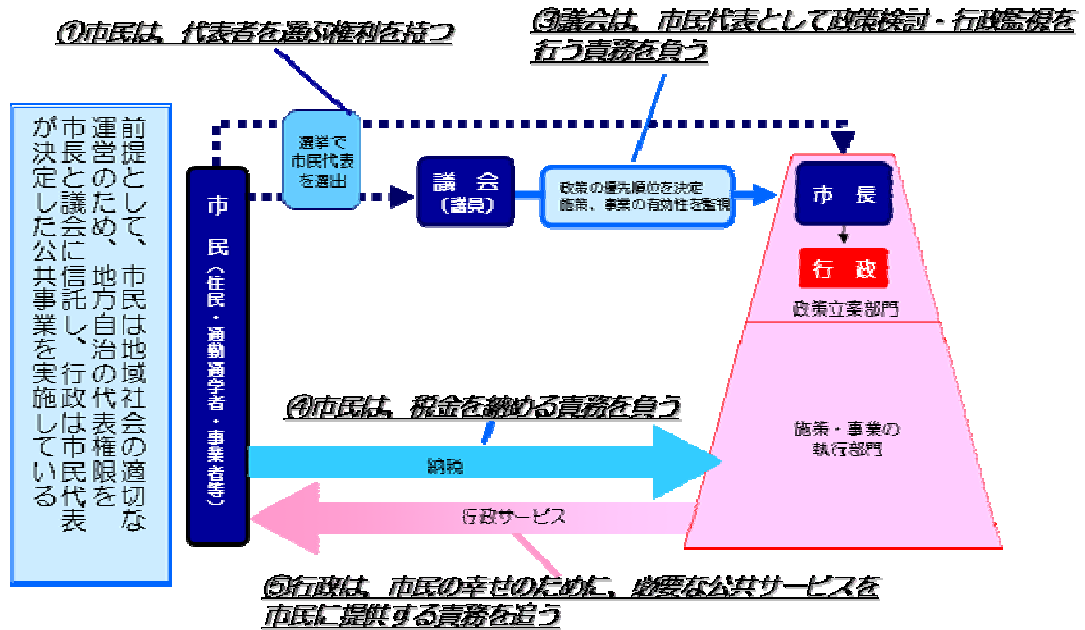
- 市民のモラルが低下しているため
- 市民の地域への愛着が希薄なため
- 隣近所の付き合いをしない、閉鎖的な住民が増えたため
- 自治についての市民の理解が不十分なため
- 行政から市民への情報提供が不十分なため

自治とは、自分たちのことを自分たちで処理すること。  
自治を機能させるには、各個人が自立したうえで、互いを思いやることが大切

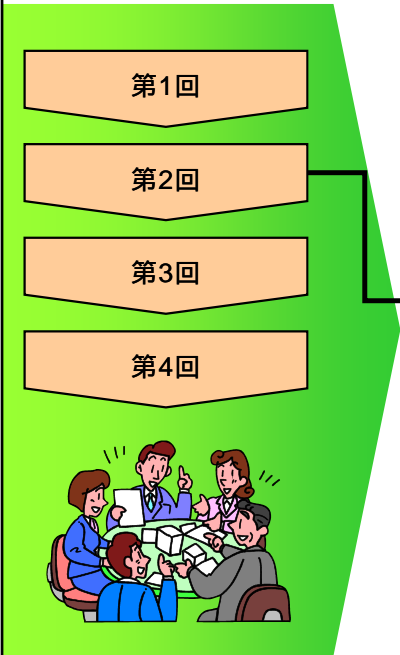
# これまでの会議の要約 (第2回)

- 第1回
  - 第2回
  - 第3回
  - 第4回
- 

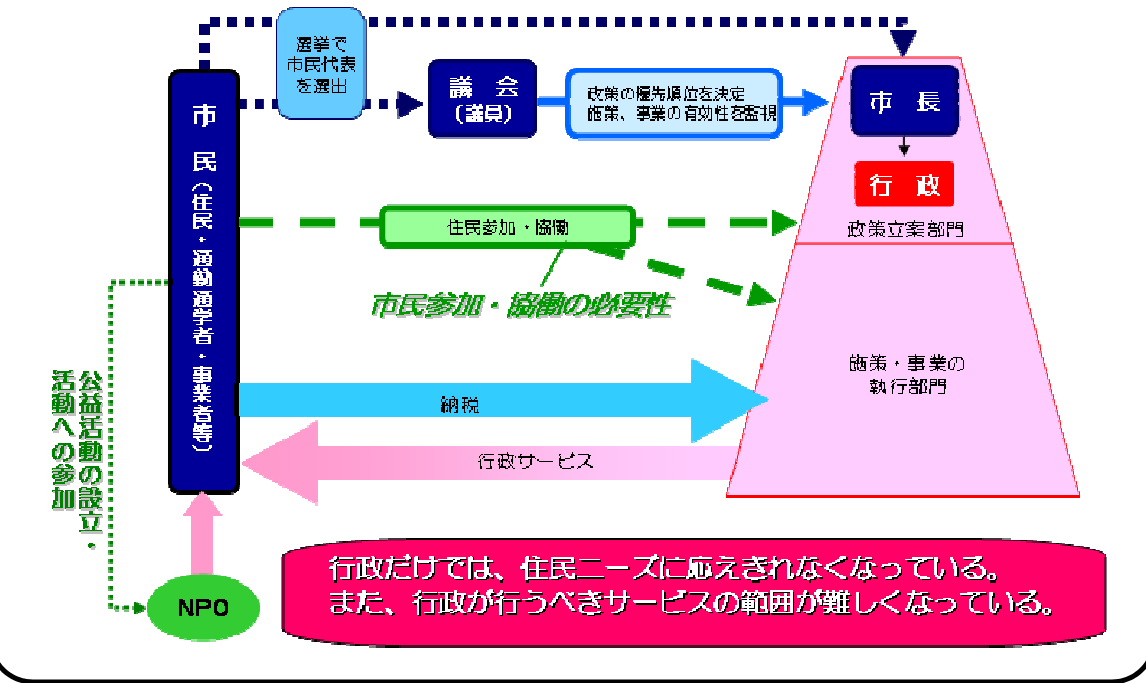
## ○市民・議会・市長・行政の基本的な仕組み



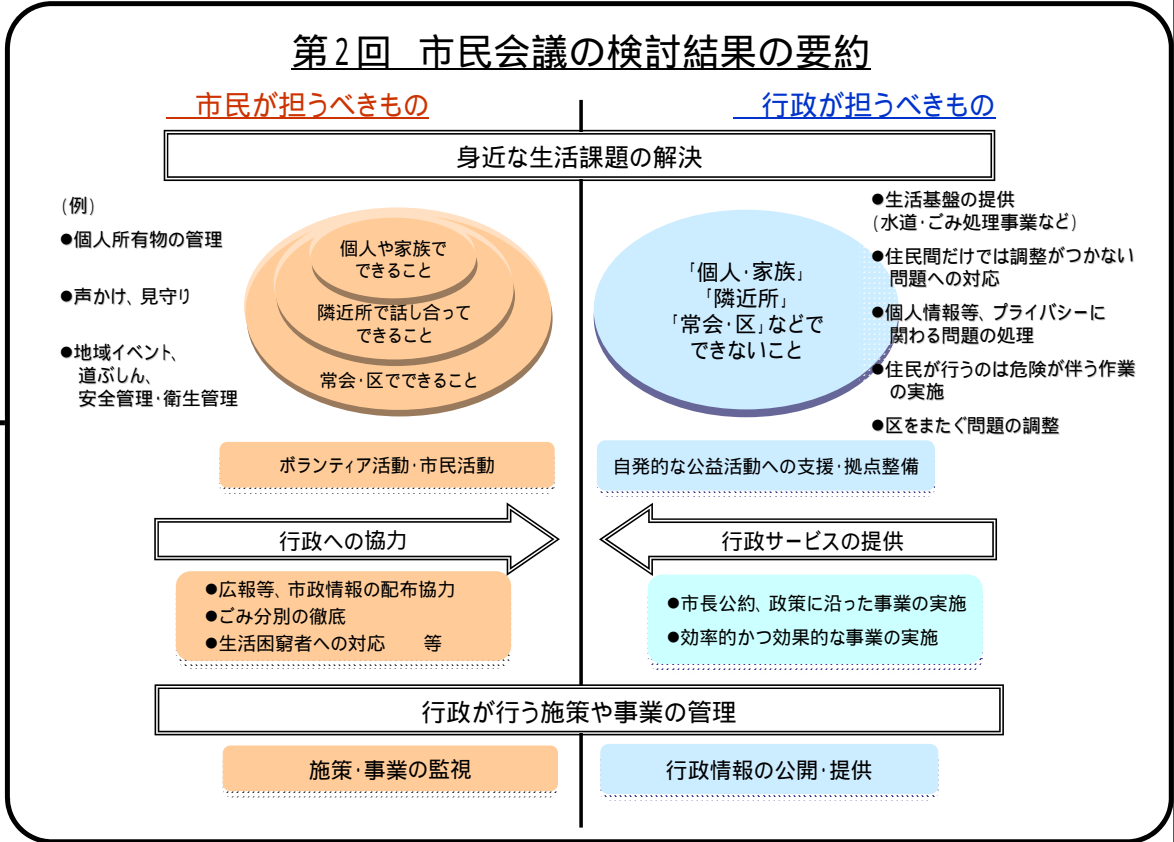
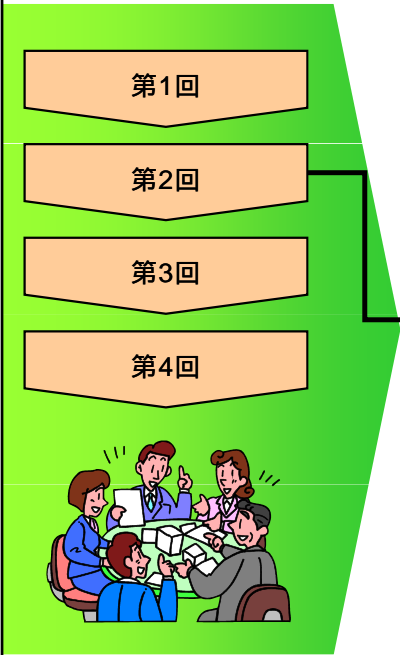
これまでの会議の要約 (第2回)



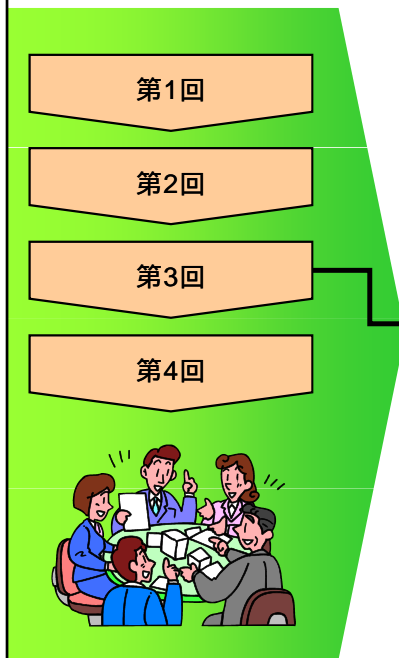
○市民・議会・市長・行政の基本的な仕組みと近年の動き



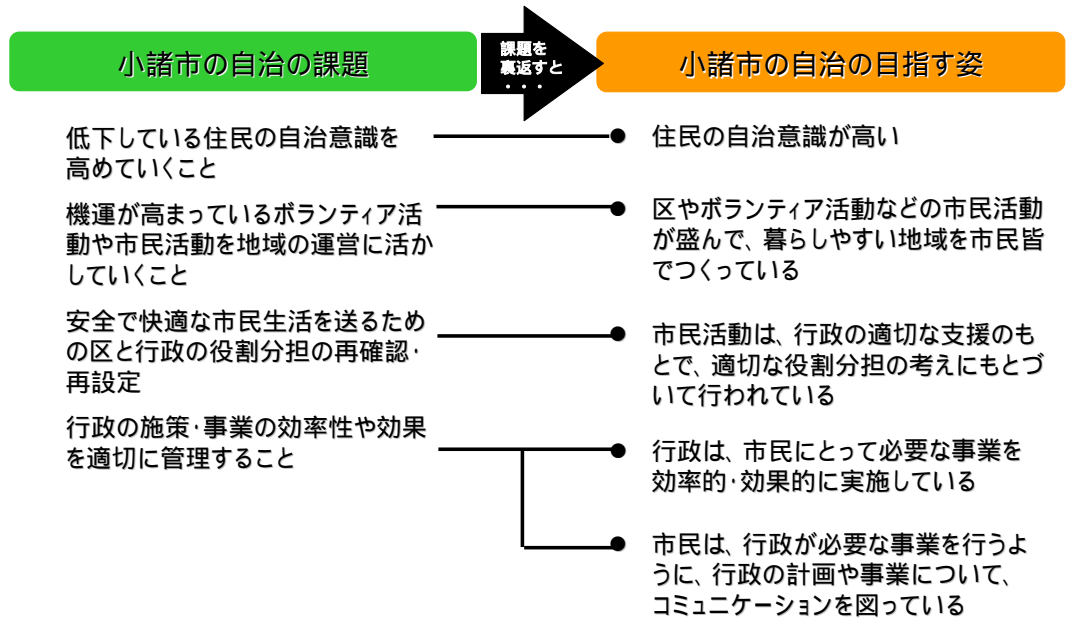
# これまでの会議の要約 (第2回)



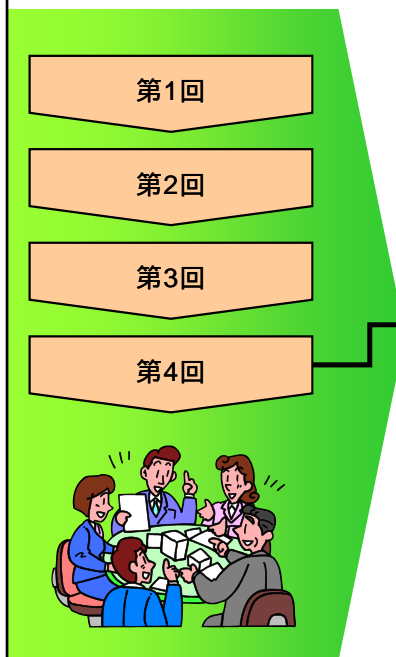
## これまでの会議の要約（第3回）



### 1～2回の検討結果から、目指す姿を仮に設定



## これまでの会議の要約（第4回）



本日のWSのテーマ：  
「市長・議会にはこうあってほしい」

制度の  
学習・確認

小諸市の議会と市長に  
関係する課題の抽出

### 解説資料

#### 議会について

- ・自治体議会と国会との違い
- ・自治体議会で決めること
- ・自治体議会のしくみ
- ・自治体議会の権限
- ・議会の議員定数について
- ・議員の議案提出権と政務調査費
- ・自治体議会の解散

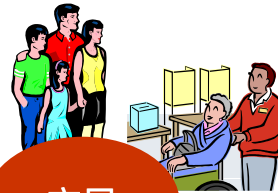
#### 首長、その他について

- ・市長村長の仕事
- ・市長村長と議会との関係
- ・マニフェストと計画体系
- ・住民投票

これまでの検討から・・・

## 市民・議会・市長・行政の役割と姿勢

- 代表者を選ぶ
- 税金を納める
- 自分たちでできることは、自分たちで、協力してできることは協力して行う



市民

- 行政は、市民の幸せのために、必要な公共サービスを市民に提供する



行政

### 基本的な役割・姿勢

- 議会は、市民代表として政策検討・行政監視を行う
- 市政にとって必要なことを提案し、審議する



議会  
(議員)

- 市長は、市民の代表者として、行政（市役所）を指揮して公約を実現する
- 自治体を統括し代表する

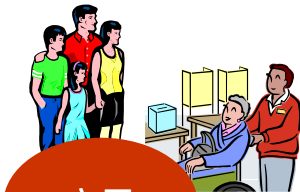


首長

これまでの検討から・・・

小諸市の自治の課題を解決し、目指す姿を実現するために、求められる姿勢や行動

● 自治について理解すること



市民



行政

● どう自治を機能されるべきか、行政職員が理解を深める  
● 教育機関（行政の一部）が中心的役割を果たすべき

● 自治意識の向上に中心的役割を担う



議会  
(議員)



首長

● マニフェストの公表、政策への反映を通して、市民の関心を喚起する

【目指す姿】  
住民の自治意識が高い



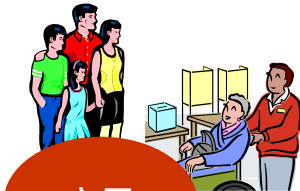
【課題】 低下している住民の自治意識を上げていくことが必要



これまでの検討から・・・

小諸市の自治の課題を解決し、目指す姿を実現するために、求められる姿勢や行動

- ボランティアに率先して参加すること



市民

- 市民活動をパートナーとして認め、担い手の声を聞いた上で活動のサポートを行うこと
- 活発に活動している市民の声を聞いて拠点整備を行うこと
- ボランティアが求められている分野などの情報を市民に提供すること

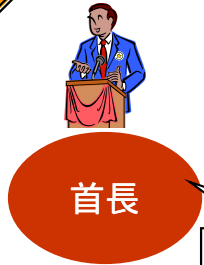


行政

- 幅広い層の市民の意見を聞き、市民が活躍できる機会や場を増やすよう発言する



議会  
(議員)



首長

【目指す姿】  
ボランティア活動などの市民による公益活動が盛んで、暮らしやすい地域を市民皆でつくっている



【課題】 機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要

これまでの検討から・・・

小諸市の自治の課題を解決し、目指す姿を実現するために、求められる姿勢や行動



これまでの検討から・・・

小諸市の自治の課題を解決し、目指す姿を実現するために、求められる姿勢や行動

- 行政が提供・発信する情報に対して、関心を持つ



市民

- 市民への事業の説明や情報公開を行う
- 市民の声を聞いて、事業の進め方に反映させる



行政

**【目指す姿】**  
行政は、市民にとって必要な事業を効率的・効果的に実施している  
市民は、行政が必要な事業を行うように、行政の計画や事業について、コミュニケーションを図っている

- 行政の予算編成や効率的な事業運営についてチェックを行う
- 市政や重要施策の状況について、市民に伝えるとともに、意向を把握し、議会とのパイプ役になる



議会  
(議員)

- 市民の意見を直接聞く機会を設ける



首長

**【課題】** 行政の施策・事業が効率的かつ効果的に行われるように、行政の動きを市民が把握(監視)し、常に正しい姿を追求すること



## 5.【参考】他地域の自治基本条例の紹介

### (1)市民の定義

市内に居住する者  
市内で就業する者  
市内で就学する者  
市内に事務所を有する法人、その他の団体

居住地、国籍、年代等をどこまで含むか・・・



## 【参考】他地域の自治基本条例の紹介

### (2)市民の権利・責務

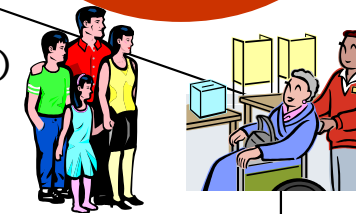
#### 権利

まちづくり（政治）に参加する権利（ニセコ・杉並区・宝塚市など）  
 政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利（会津坂下町）  
 行政情報を知る権利（杉並区、宝塚市など）  
 学ぶ権利（生野町）、学習する機会を得る権利（甲良町）  
 住民投票を請求する権利（杉並区、会津坂下町）  
 行政サービスを等しく受ける権利（吉川町、杉並区）  
 選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権等（吉川町、杉並区）  
 個人情報の開示請求権等（杉並区、浜北市、多摩市）

#### 責務

まちづくりの主体であること（ニセコ町、箕面市、生野町）  
 自らできること、なすべきことを考え、行動する（菊池市、会津坂下町）  
 自らの発言と行動に責任を持つこと（ニセコ町、生野町、清瀬市）  
 自主・自律的な市民の活動をお互いに尊重すること（伊丹市、多摩市）  
 住民相互で連携・協力する（伊丹市、吉川町など）  
 市民全体の公共の福祉、次世代への責務、将来に配慮すること（多摩市）  
 基本的人権を尊重するまちづくりに努める（生野町、甲良町）  
 コミュニティの役割を認識して守り育てる（ニセコ町、吉川町）  
 社会参加を通して豊かな人間関係の形成に努める（生野町、吉川町）  
 行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たす（杉並区）

市民



## 【参考】他地域の自治基本条例の紹介

### (3)参加の権利・責務

\* 参加とは

「政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し意思決定に関わること」(杉並区)

#### 参加の権利

等しくまちづくりに関わる権利(伊丹市)

まちづくりに対して参加し、協働し、決定する権利(浜北市)

参加にあたっては

- ・互いに平等である(二セコ町、柏崎市など)
- ・町の不当な関与を受けないこと(二セコ町、甲良町)
- ・差別的扱いを受けないこと(二セコ町、柏崎市など)

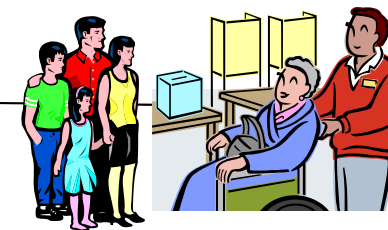
#### 参加の責務

自らの発言と行動に責任を持つ(二セコ町、清瀬市)

自らできること、なすべきことは自ら解決する(菊池市、会津坂下町)

互いの活動を尊重する(伊丹市、多摩市)

相互に協力、連携、協働して取組む(箕面市、柏崎市など)



## 6.ワークショップで検討すること

本日のWSのテーマ：  
「私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)」

これまでの、小諸市の自治を機能させるための具体的な行動(役割)を考えてきた。その前提となる権利・責務の再確認が必要

他都市の参考事例

市民の定義  
市民及び参加の権利・責務等に関して盛り込むべき項目の検討

これまでの集約



自治に関わる様々な活動の前提となる部分の再確認。

啓発のため、自戒のため、小諸市では、どの部分を強調していくべきか？